

都川流域懇談会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、都川流域懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2の趣旨に基づき、地域の意見を反映した都川に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合、または当該及び河川整備計画に基づく河川事業を適正に実施のための事業評価(以下、「計画の策定等」という。)するにあたり、等を行うときに、学識経験者、河川利用者、流域の地域関係住民及び、地元自治体関係市の意見を聴く場として設置するものである。が一同に会して、情報共有、意見交換を行い、計画の策定等に資することを目的とする。

河川管理者は、懇談会での意見を尊重するものとする。

(懇談会及び座長の職務)

第3条 懇談会は、別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、地元代表者、関係住民及び流域内自治体関係市から構成される委員をもって組織する。

2 懇談会は、第1項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くことができる。

3 委員は、千葉県知事が委嘱する。

4 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。

5 座長は、懇談会を代表し会務を総括する。

6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

なお、異動および役員の変更等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

8 座長は、懇談会において事業評価についての審議を実施した場合、審議結果を少数意見も含めて取りまとめ、意見を提出するものとする。

(懇談会の招集)

第4条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉地域整備センター千葉県千葉土木事務所長が招集する。

(幹事会)

第5条 懇談会の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局を千葉県千葉土木事務所に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は懇談会が定める。

(第8条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。)

(附則)

この規約は、平成15年1月29日から施行する。

この規約は、平成15年11月14日から施行する。

この規約は、平成16年3月12日から施行する。

この規約は、平成21年3月18日から施行する。

この規約は、平成24年3月14日から施行する。

(この規約は、平成24年 4月 1日から施行する。)

別表1 都川流域懇談会委員

学識経験者	6名以内
河川利用者	2名以内
関係住民	7名以内
関係市	1名
合計	16名以内

別表2 都川流域懇談会幹事会

職	所属	役職
幹事長	千葉県千葉土木事務所	次長
幹事	千葉県県土整備部河川整備課	副課長相当職
〃	千葉県県土整備部河川環境課	副課長相当職
〃	千葉県千葉土木事務所	関係課長
〃	千葉市	関係課長
事務局	千葉県千葉土木事務所 調整課	